

再 興 戦 略				
1	2	3	4	5

第1節 消防・防災体制の強化

【現況と課題】

－ 人口減少時代における持続可能な消防・救急体制 －

本市では、美浜町及び若狭町で消防事務を共同処理する消防一部事務組合である敦賀美方消防組合を設立し、市民の生命、身体及び財産を火災等から保護するとともに、水害や地震等の災害による被害の軽減に向けて、消防施設等の整備をはじめとする消防力の充実に努めてきました。

また、これまでわが国の消防力は、阪神・淡路大震災を契機とし、大規模自然災害等に対する消防機関（消防本部・消防署・消防団）の連携体制づくりをはじめとした強化が図られてきました。

しかし、今後、長期的に人口減少が加速し、人口構成も高齢人口が増大する中で、特に、消防団にける要因動員力の縮小が見込まれます。また、人口構成の変化から救急業務の増大が予測される中、これまでのように消防施設等の充実にあわせて、消防・救急体制の持続可能性を維持し、市民の安心安全を確保していくことが求められています。

－ 大規模災害を契機とした防災体制 －

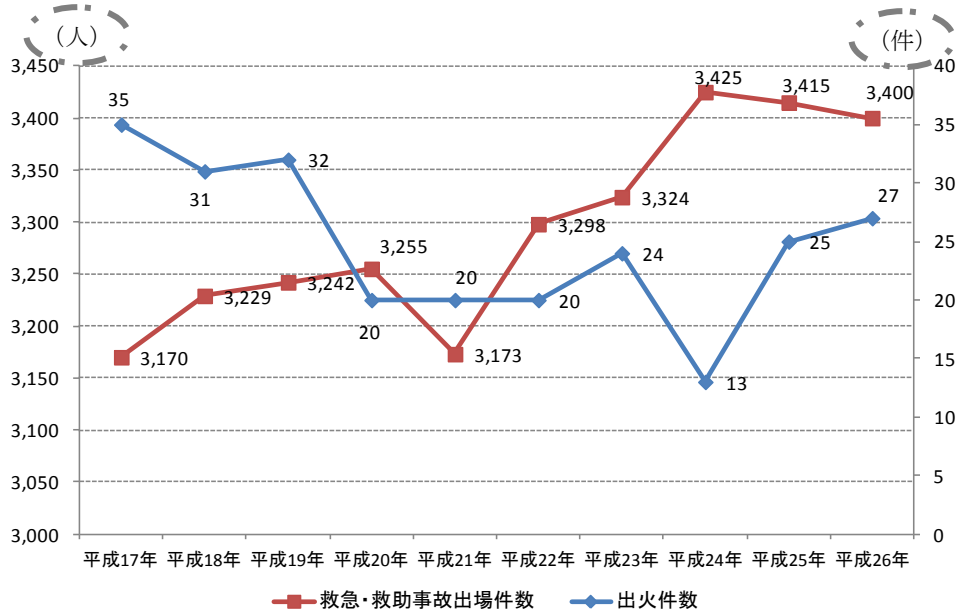
これまで、本市は、大規模な自然災害に見舞われることなく、都市化を進めてきましたが、阪神・淡路大震災や東日本大震災といった大規模災害の発生を教訓とし、敦賀市地域防災計画を再検証し、庁内における体制の強化に努めるなど、防災体制の強化に取り組んできたところです。

また、いわゆるゲリラ豪雨の発生や局地的な地震災害が発生する中、河川改良をはじめとする災害要因の除去を目的とする抜本的な防災対策事業に取り組むだけでなく、公共施設等の耐震補強や資機材の整備等の災害が発生した場合における被害の軽減につなげる減災対策に取り組むことで、今後も災害に強いまちづくりを実現することが求められています。

特に、東日本大震災においては、公的機関にも甚大な被害をもたらし、被災者や要配慮者等への支援を公的機関のみで担うことの限界が明らかになるとともに、被災者自身の冷静な行動やボランティア等の多くの方々の支援から、地域の支え合いや地域の絆の必要性が強く認識されたと言えます。

このことから、今後、防災体制を充実していくためには、公的な取組だけでなく、市民一人ひとりの災害への意識を高めるとともに、自主防災組織をはじめとする地域住民による助け合いの体制づくりを支援していくことが求められています。

◆ 図表 1-1 火災発生及び救急・救助事故の発生状況



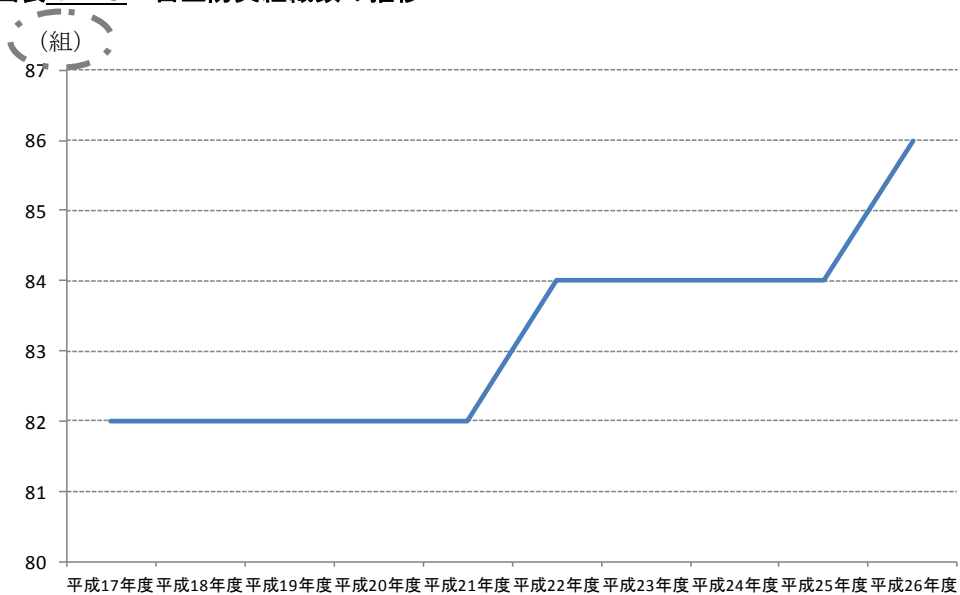
※出典：消防年報

◆ 図表 1-2 消防団の団員数の推移

年 度	(単位：名)										
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
敦賀消防団	270	270	270	270	270	270	280	280	280	280	280
美浜消防団	225	225	225	225	225	225	233	233	233	233	233
三方消防団	225	225	225	225	225	225	233	233	233	233	233
合 計	720	720	720	720	720	720	746	746	746	746	746

※敦賀美方消防組合

◆ 図表 1-3 自主防災組織数の推移



※危機管理対策課

【基本的な方向性】

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓に、これまで消防・防災体制の充実強化に努めてきました。

今後、長期的に人口減少を迎える中で、要員動員力の確保や自主防災組織をはじめとする地域住民による助け合いの体制の構築、そして市民一人ひとりの意識醸成といった「自助」と「共助」の側面が一層重要になることから、消防・防災体制の強化について、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 総合的な消防力の充実

市民の生命、身体及び財産を守るために、東日本大震災をはじめとする大規模災害や火災等に的確に対応するとともに、人口減少が加速する中で、要因動員力の確保に向け、消防車両等の計画的な更新や消防団員の組織力の維持に努めます。

(2) 増加する救急業務への対応

急速な高齢化の中で、急増する救急業務等に的確に対応するため、高度な応急処置を可能とする装備の充実を図るとともに、一部では軽症と思われる方の利用がある中で、救急車の適正利用に関する啓発活動を推進します。

(3) 災害に強いまちづくりの推進

東日本大震災を契機とし、本市の防災体制を再検証する中で見直した、「敦賀市地域防災計画」に基づき、本市の防災体制の強化を推進します。

また、河川改良等の抜本的な防災対策事業とともに、上水道の耐震性に優れた布設替等の強靱なライフラインの構築や市庁舎をはじめとする公共施設等の建替や耐震化等の減災対策に取り組むことで、災害に強いまちづくりを推進します。

(4) 災害に強い人・地域づくりの推進

東日本大震災では、被災者や要配慮者等への支援において公的機関の限界が明らかになる中で、被災者自身の自主的な行動や地域の支え合いの必要性が強く認識されました。

このことから、市民自ら適切に災害に備えることができるように支援し、また地域住民による自主防災組織の活動を支援するとともに、医療機関をはじめとする民間事業者や団体等との連携を強化することによって、災害に強い人・地域づくりを推進します。

再 興 戦 略				
1	2	3	4	5

第2節 原子力安全対策・防災対策の強化

【現況と課題】

－ 原子力行政の現状 －

原子力発電所の安全確保は、法的権限を有する国の一元的責務ですが、本市はこれまで市民の安全を守ることを最優先に、県とともに原子力事業者と安全協定を締結し、原子力発電所に対する安全監視を行ってきました。

このような相互の緊張関係を保つ中で、本市は、およそ半世紀にわたって、市民の安心と安全の確保を大前提として、原子力発電との共存共栄の中で信頼関係を築き、長年にわたって国の原子力政策に協力してきました。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の発生は、わが国の原子力行政だけでなく、これまで築いてきた立地自治体と原子力事業者との間の信頼関係をも揺るがすものでした。

また、平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、原子力発電は、重要なベースロード電源と位置付けられたものの、平成27年7月に示された「長期エネルギー需給見通し」において、2030年度（平成42年度）の電源構成は東日本大震災以前に約3割を占めていた原子力発電依存度を、リプレースの取扱も不明確なまま20～22%程度としています。このような中、本市においては、平成27年4月27日にわが国初の商業用軽水炉である敦賀発電所1号機が運転終了となり、本格的な廃炉時代を迎える状況にあります。

－ 原子力安全対策 －

「長期エネルギー需給見通し」において、安全性の確保を全てに優先し、原子力規制委員会にて世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めるとあります。

本市においては、敦賀発電所1号機の運転終了後も、敦賀発電所2号機及び高速増殖原型炉もんじゅの取扱といった、大きな課題がある中で、市民の安心と安全を確保するため、平時から原子力事業者に対してこれまで以上に安全対策の充実強化を求めるとともに、一層の安全監視を実施していく必要があります。

－ 原子力防災対策 －

平成23年3月11日の東日本大震災は、わが国初の原子力発電所の過酷事故を伴ったことから、これまで原子力発電と共存共栄の道を歩んできた立

地自治体に大きな衝撃を与えるものでした。

本市においては、この福島第一原子力発電所事故での様々な知見を活かし、数度にわたって「敦賀市原子力防災計画」を改定するとともに、福井県原子力防災総合訓練等を通じて、市民の生命、身体及び財産を守る上で、国・県・原子力事業者との連携の中で、より実効性の高い原子力防災体制の構築を検討してきました。

今後においても、本市は立地自治体として、この福島第一原子力発電所事故を過去のものとすることなく、緊張感を維持する中で、これまでに築き上げてきた高い水準の原子力防災体制を維持していくことで、市民の安心と安全を確保していくことが求められています。

◆ 図表 2-1 本市に立地する原子力発電所の状況

原子力発電所等			炉型
運転終了	日本原子力発電(株)	敦賀発電所 1 号機	沸騰水型軽水炉
運転中		敦賀発電所 2 号機	加圧水型軽水炉
建設中	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	高速増殖原型炉もんじゅ	高速増殖炉
建設準備中	日本原子力発電(株)	敦賀発電所 3、4 号機	改良型加圧水型軽水炉
廃止措置中	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん)	新型転換炉

◆ 図表 2-2 近年の原子力防災総合訓練の実施状況

時期	主会場等
平成 17 年 11 月 27 日	関西電力株式会社美浜発電所
平成 19 年 11 月 28 日	日本原子力発電株式会社敦賀発電所
平成 21 年 11 月 22 日	関西電力株式会社美浜発電所
平成 24 年 3 月 18 日	日本原子力発電株式会社敦賀発電所
平成 25 年 6 月 16 日	関西電力株式会社美浜発電所

【基本的な方向性】

平成23年3月11日の東日本大震災による福島第一原子力発電所の原子力災害を過去のものとするのではなく、得られる知見等を活かし、原子力発電との共存共栄の前提となる市民の安心と安全を確保するために、原子力安全対策と原子力防災対策について、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 原子力安全対策の強化

原子力発電との共存共栄の前提となる市民の安心と安全の確保に向け、福島第一原子力発電所事故以降、未だ市民と国や原子力事業者との間の信頼関係が揺らいでいることから、原子力発電の監視強化とともに、原子力に関する適切な情報の提供や知識の普及等を推進します。

(2) 原子力防災対策の強化

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故は、本市を含む立地地域において、万が一の際における原子力防災体制の重要性を再認識させるものでした。これを受け、これまで「敦賀市原子力防災計画」の見直しをはじめ、福井県原子力防災総合訓練等を通じて水準の高い原子力防災体制の確立に向け、取り組んできたところです。

今後においても、原子力災害対策指針の改定等を計画に反映するとともに、緊張感を維持する中で、高い水準の原子力防災体制を維持していきます。

再興戦略				
1	2	3	4	5

第3節 生活者の安全の確保

【現況と課題】

－ 生活者の安全 －

市民が安心して生活を送るためには、日常の生活における安全が確保される必要があります。

人口減少の加速による人口構成の変化、国際化や情報化、そして規制緩和等によって様々な商品やサービスの登場による社会経済環境の変化の中で、市民の生活を取り巻く環境も大きく変化しています。

このことから、変化する社会経済環境に的確に対応し、市民の生活者としての安全を確保することが求められています。

－ 交通安全 －

戦後の高度経済成長を背景とする、著しいモータリゼーションの進展は、市民の生活者としての利便性を向上させる一方、交通事故の発生といった最も身近な脅威を増加させることとなりました。

人口減少が加速する中で、交通事故発生件数自体は減少傾向にありますが、急速な高齢化を背景として、高齢者の死傷者数の割合は増加傾向にあるとともに、今後このすう勢が継続するものと考えます。

このことから、特に高齢者による交通事故に対応するとともに、近年、交通事故発生件数の減少に反し、自転車による交通事故発生割合が高い水準にあることを踏まえ、若年層や高齢者層等に対して、交通ルールの啓発等を推進していくことが求められています。

－ 防犯対策 －

わが国の犯罪件数は、平成14年をピークに減少に転じているものの、検挙人員に占める再犯者の割合が上昇しているとともに、高齢者の検挙人員に占める割合は著しい増加傾向にあります。

また、犯罪被害者の側面から見ると女性や子どもを狙った犯罪は依然として高い水準にあるため、体感治安の向上に向けて、地域ぐるみで犯罪を防止する取組が求められています。

さらに、主に高齢者が被害者となる振り込め詐欺の被害は顕著な増加傾向にあるため、高齢者に対する防犯意識の啓発等に取組んでいく必要があります。

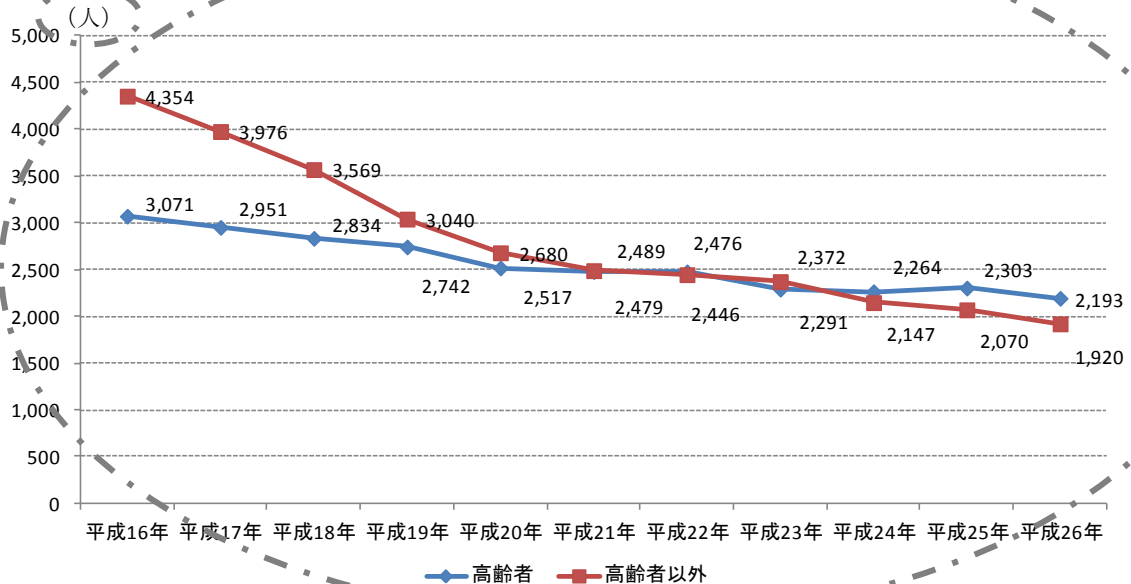
一 消費者被害対策 一

国際化や情報化、そして規制緩和の進展により、様々な商品やサービス、また新規参入企業が登場する中、市民の消費活動も複雑多様化しています。

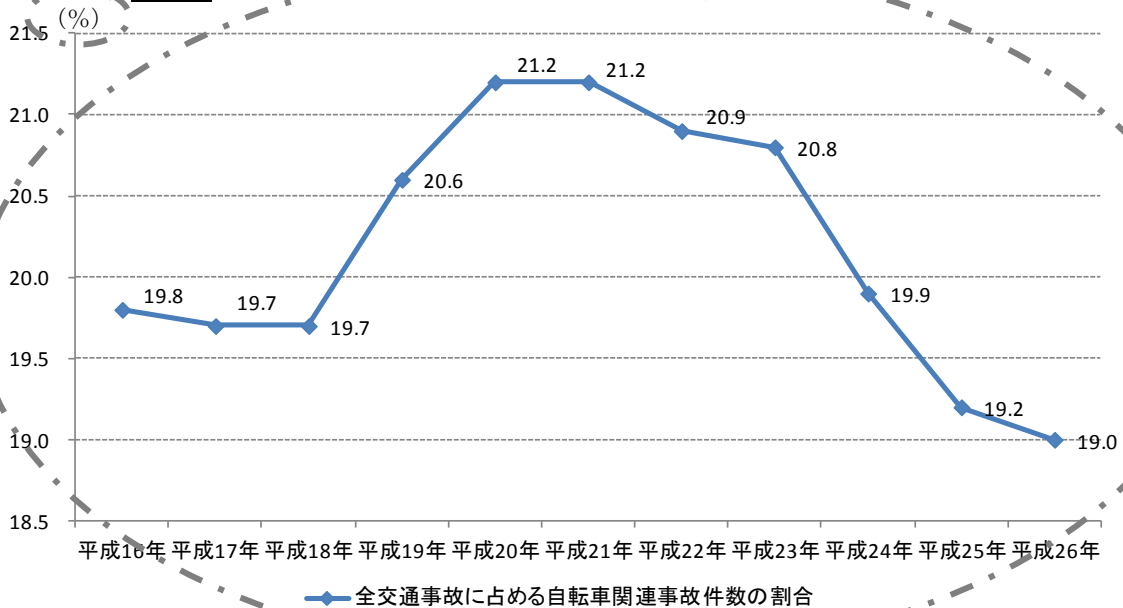
わが国全体の消費者相談件数は平成24年度を境に再び増加傾向に転じているとともに、特に近年の高度情報化を背景とし、インターネットを媒介とする通信販売を含む情報通信関連の相談件数は突出している傾向にあります。

このことから、平成21年7月に設置した敦賀市消費生活センターを中心として、情報通信関連を主とする複雑多様化する市民の消費活動における相談等に的確に対応していくことが求められています。

◆ 図表3-1 道路交通事故における高齢者及び高齢者以外の死者数の推移



◆ 図表3-2 全交通事故に占める自転車関連事故件数の割合



【基本的な方向性】

市民が安心して生活を送るために、日常の生活における安全の確保を図る上で、次のことを基本的な方向性とします。

（１）交通安全対策の推進

市民生活における最も身近な脅威となる交通事故に的確に対応する上で、特に、急速な高齢化を背景とした高齢者による交通事故や自転車関連事故への対応に取り組む必要があります。

このことから、警察や学校等と相互に連携した交通安全教室の開催等により、若年層や高齢者層への交通ルールの啓発とともに、運転免許自主返納に取り組むことで、交通安全対策を推進していきます。

（２）防犯及び犯罪被害者対策の推進

市民が安心して日常生活を送ることができるように、体感治安の向上とともに、特に弱い立場にある子ども達への犯罪防止に向け、地域ぐるみの取組が必要となります。

このことから、「見守り隊」をはじめとした地域、関係機関等が一体となった地域防犯対策や市民一人ひとりの防犯意識の向上を推進するとともに、犯罪被害者等への支援に取り組めます。

（３）消費者行政の推進

国際化や情報化、規制緩和の進展を背景とし、市民の消費生活の行動様式は複雑多様化し、近年、インターネット通信販売をはじめとした情報通信関連に関する消費相談件数は増加傾向にあります。

このことから、高度情報化を背景に増加傾向にある消費相談に対して、敦賀市消費生活センターが中心となつて的確に対応するとともに、消費者団体等との連携のもと、啓発活動等に取り組んでいきます。